

海部南部消防組合物品の製造等の競争入札参加資格審査申請要領

資格申請書の一部は、資格審査後、競争入札参加資格者名簿として公開されますのであらかじめ御了承ください。

平成28年度及び29年度に海部南部消防組合が発注する物品の製造の請負・買入れ・その他の契約、警備・清掃・保守管理等業務その他委託業務の競争入札に参加するには、参加資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、本要領に従い適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

第1 競争入札に参加できない者

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- 3 国税、都道府県税、市町村税が未納な者
- 4 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

第2 申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請書を管理者に提出しなければなりません。

1 受付期間

(1) 定時受付

平成28年2月1日（月）から平成28年3月11日（金）まで
平日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 随時受付

平成28年4月1日（金）から平成30年1月29日（月）まで
平日（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 受付場所

海部南部消防組合消防本部 総務課
愛知県海部郡飛島村大宝五丁目182番地
電話 （0567）52-3149

3 提出書類

入札参加資格審査申請書（指定様式）

海部南部消防組合のホームページ (<http://www.amal19.jp>) からダウンロードしてください。

添付書類は別表 1 のとおり

4 提出部数 1 部

5 その他

- (1) 郵送不可。ただし、第 7 の変更の届出にあっては、郵送可とする。この場合にあっては、返信用封筒（切手貼付）を同封すること
- (2) A 4 ファイル綴じとしてください（ファイル表紙及び背表紙に商号を記入してください。）。

第 3 資格審査

1 第 1 の競争入札に参加できない者に該当しないことを審査し、次により認定します。

- (1) 製造販売等実績年間平均（資格審査を行う年の 1 月 1 日（以下「審査基準日」という。）の直前 2 年の各営業年度における製造販売等実績高について算定した年間平均高）
- (2) 審査基準日における自己資本額
- (3) 審査基準日の直前決算における機械器具等の額
- (4) 審査基準日の直前決算における流動比率
- (5) 審査基準日までの営業年数
- (6) 審査基準日における従業員数

2 審査結果

申請書を受理したときは、その証として受付票の発行を行うものとします。この受付票は、審査終了後は入札参加有資格者としての証明書となりますので、紛失しないようにしてください。

第 4 資格の取消し等

次に該当する者は、その事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前記各号に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

第5 資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付は、平成28年4月1日）から平成30年3月31日までとします。ただし、平成30年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

第6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者の取扱いについて

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができます。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合があります。

第7 変更の届出

入札参加資格審査申請書を提出した者で、別表2に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届（様式第6号）に書類を添えて管理者に提出しなければなりません。

第8 その他

管理者は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることがあります。

別表 1

提出書類一覧表 (A4フラットファイル綴じとしてください。)

1	競争入札参加資格審査申請書	(様式第1号)
2	使用印鑑届	(様式第2号)
3	誓約書	(様式第3号)
4	業務分類一覧表	入札参加資格審査希望業務について、赤○を付し、取扱内容が「その他」の場合は、具体的内容を記載
5	特約代理店調書、取引メーカー調書	(様式第4号(その1)及び(その2))【該当者のみ】(契約書又は証明書の写しを添付)
6	印刷機械設備等状況調書	(様式第5号)【該当者のみ】
7	許可・登録等を証明した書面(写し可)	所轄官公庁発行の証明書、法令等により許認可が必要とされる場合は必ず提出
8	障害者雇用状況報告書(写し可)	【50人以上の労働者を雇用する事業主のみ】 公共職業安定所に提出した報告書
9	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(写し可)	【法人のみ】
10	身元(分)証明書(写し可)	【個人及び法人にあつては受託者】
11	登記されていないことの証明書(写し可)	【個人のみ】後見・保佐・補助を受けていないことの証明*
12	納税証明書(写し可)	国税(法人税・所得税・復興特別所得税・消費税及び地方消費税) 県税(事業税・地方法人特別税・都道府県民税・自動車税) 市町村税(市町村民税・固定資産税)
13	印鑑証明書(写し可)	・ 法人 法務局が交付した印鑑登録証明書 ・ 個人 市町村長が交付した印鑑登録証明書
14	財務諸表	申請者が自ら作成した直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書 【個人の場合は青色申告決算書、これを作成しない者は収支内訳書】

※「登記されていないことの証明書」の申請用紙は、東京法務局のほか、最寄りの法務局、地方法務局及び支局で入手できます。

東京法務局民事行政部後見登録課 03-5213-1360

ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

【注意事項】

証明書類を提出する場合は、提出日の3月以内に証明されたものに限りです。

別表2 入札参加資格審査申請変更届添付書類

変更等事項		添付書類
1	商号又は名称（支店営業所を含む）	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 （写し可、登記を要する場合のみ）
2	所在地又は電話番号（支店営業所を含む）	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 （写し可、登記を要する場合のみ）
3	許可、登録に関する事項	許可、登録等証明書（写し可）
4	資本金（法人のみ）	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 （写し可、登記を要する場合のみ）
5	契約権限受任者（支店長等）	委任状（様式第7号）
6	届出印	変更届に押印（実印変更の場合は印鑑証明書（写し可））
7	代表者及び支店長等	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 （写し可、登記を要する場合のみ） 委任状（様式第7号）（契約権限を委任している場合）
8	個人事業者の法人化若しくは法人の種別変更	新会社の競争入札参加資格審査申請書一式
9	有限会社、株式会社相互間の法人の種別変更	新法人に係る登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 （写し可、登記を要する場合のみ） 旧法人に係る閉鎖登記証明書（写し可）
10	合併等による事業の継承	事業を継承したことを証明する書面（写し可） 許可登録等証明書（写し可）
11	特約・代理店、取引メーカーの追加変更	特約・代理店調書（契約書又は証明書の写しを添付） 取引メーカー調書

【注意事項】

- ア 変更等事項が生じた場合は、入札事務等に支障をきたすおそれがありますので速やかに提出してください。
- イ 証明書類を提出する場合は、提出日の3月以内に証明されたものに限りです。